

島田市告示第55号

島田市狩猟免許取得補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年3月27日

島田市長 染谷 絹代

島田市狩猟免許取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、有害鳥獣による農林水産物及び生活環境への被害の軽減を図るため、新たに狩猟免許を取得した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象の狩猟免許)

第2条 補助の対象となる狩猟免許の種類は、次のとおりとする。

- (1) 網猟免許
- (2) わな猟免許
- (3) 第一種銃猟免許
- (4) 第二種銃猟免許

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 新たに狩猟免許を取得した者であること。
- (3) 有害鳥獣の捕獲に協力する意思を有していること。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助の対象となる経費は、静岡県が実施する狩猟免許試験の申請手数料とする。ただし、既に第2条各号のいずれかの狩猟免許を有している者が当該狩猟免許以外の狩猟免許を取得する場合は、補助の対象としない。

2 補助金の額は、補助の対象となる経費の額に相当する金額とする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、狩猟免状の交付を受けた日から起算して30日を経過した日又は交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、狩猟免許取得補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 狩猟免状の写し
- (2) 狩猟免許申請手数料の額の県収入証紙を貼付した狩猟免許申請書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び確定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、狩猟免許取得補助金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第2号）により、補助金の交付を申請し、及び実績を報告した者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する交付決定通知書兼交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に狩猟免状の交付を受けた者に係る補助金について適用する。

様式第1号（第5条関係）

狩猟免許取得補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

島田市長

住 所

氏 名

印

電話番号

狩猟免許取得補助金の交付を受けたいので、島田市狩猟免許取得補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請し、及び実績を報告します。

なお、狩猟技術の向上に努め、有害鳥獣の捕獲に協力します。

1 交付申請金額 円

2 添付書類

- (1) 狩猟免状の写し
- (2) 狩猟免許申請手数料の額の県収入証紙を貼付した狩猟免許申請書の写し
- (3) その他

様式第2号（第6条関係）

狩猟免許取得補助金交付決定通知書兼交付確定通知書

第 年 月 日
号 日

様

島田市長



年 月 日付けで申請及び実績報告のあった狩猟免許取得補助金の
交付について、次のとおり決定し、及び確定します。

交付決定及び交付確定額 円